

## 長崎県 SDGs 登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この制度は、SDGsに取り組む県内企業等を「見える化」することにより、企業等のPRを行うとともに、他の県内企業等へSDGsの取組を波及させることにより、県内企業等の経営強化と地域課題の解決による本県の地方創生につなげることを目的とする。

### (対象)

第2条 この制度は、長崎県内に本社（本店）又は支社（支店）等を有し、SDGsに取り組む意志がある企業、団体、法人、個人事業主を対象とし、「県内企業等」と定義する。

### (登録の要件)

第3条 登録は、県内企業等であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを行うことができる。

- (1) 社会、経済及び環境の三側面において、それぞれSDGsへの取組及び目標が設定されていること。
- (2) SDGs達成に向け、既に実施している又は、実施予定である具体的な取組みがあること。

### (登録の申請)

第4条 登録の申請は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 長崎県SDGs登録申請書（様式第1号）
- (2) SDGs達成に向けた取組チェックリスト（様式第2号）
- (3) 申請事前確認シート（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (登録の実施)

第5条 知事は、前条による申請が、第3条に掲げる登録要件を満たすと認めるときは、当該企業を「長崎県SDGs登録企業」として登録し、県ホームページ等において、公表するものとする。

### (登録の変更)

第6条 登録企業は、第4条の規程により申請した事項に変更があったときは速やかに内容変更届（様式第4号）を提出するものとする。

### (登録の辞退)

第7条 登録企業は、登録の辞退をしようとするときは、登録辞退届（様式第5号）を提出するものとする。

### (登録の取消)

第8条 知事は、登録企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 重大な法令違反が判明した場合

(3) その他、登録企業として適切でないと認められる場合

(登録の有効期間及び更新)

第9条 登録の有効期間は、登録の日から2年を経過後の次の3月31日までとする。

2 登録の更新を受けようとする登録企業は、別に指定する期日までに、更新の申請を行うものとする。

(更新の申請)

第10条 登録の更新の申請は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 長崎県SDGs登録更新申請書(様式第1号-更新)

(2) その他知事が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、長崎県SDGs登録制度の実施について、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。